

吹田市公告第 55 号

吹田市太陽の広場委託モデル事業運営業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の6の規定に基づき公告します。

令和7年2月 20 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名称

吹田市太陽の広場委託モデル事業運営業務

2 業務概要

吹田市太陽の広場委託モデル事業運営業務仕様書(別紙)のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月 31 日まで

4 入札保証金

吹田市財務規則第 98 条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の3に相当する金額を納付しなければならない。

5 契約保証金

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、1年当たりの契約金額の 10 %以上 の契約の保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者 が確 実と認める 金融機関の保証書の提供

(4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満足する者であること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

(4) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、

更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

- (5) 本市の競争入札参加有資格者名簿掲載業者であること。参加希望業種等については、児童の保育又は教育の分野に係る事業や児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業、青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業等、本業務を履行可能とみなされる者であること(ただし例示した業種に限定するものではない)。

7 入札参加資格の確認

- (1) 本入札の参加希望事業者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に示す提出書類を所定の日時及び場所に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出書類
- ア 制限付一般競争入札参加資格確認申込書(様式1)
 - イ 役員一覧(様式2)
 - ウ 児童の保育に係る事業等実績申告書(様式3)
- (3) 申込書等の交付及び受付場所
- ア 交付期間
令和7年2月20日(木)から令和7年3月3日(月)まで
申込書はダウンロードにて交付し、郵送・宅配・電送等による交付はしない。
 - イ 受付日時
令和7年2月20日(木)から令和7年3月3日(月)まで(土・日・祝日を除く)
午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く)
申込書は持参するものとし、郵送・宅配・電送等によるものは受け付けない。
 - ウ 受付場所
「22 問合せ先」のとおり。
- (4) 入札参加資格の確認結果通知
入札参加資格の確認の結果は、申請者に電子メールにより通知する(令和7年3月5日(水)通知予定)。
なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- (5) その他
- ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申込書等は、返却しない。
 - ウ 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
 - エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。
 - オ 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

8 説明会の開催

- (1) 開催日時
令和7年3月7日(金) 午前10時00分
- (2) 開催場所
吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館2階会議室
(吹田市山田西4丁目2番43号)
- (3) その他
説明会に出席しなかった者は、当該日において、制限付一般競争入札の参加を辞退したものとみなす。

9 質疑及び回答

- (1) 質疑受付期間

令和7年2月 20 日(木)から令和7年3月 11 日(火)午後5時 30 分までとし、指定の質問書(様式4)にて電子メールにより受け付ける。

(2) 回答期日(予定)

令和7年3月 13 日(木)午後5時 30 分までに電子メールにより、説明会に出席した全ての者に回答する。なお、質疑がなかった場合は、電子メールは送信しない。

10 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年3月 19 日(水)午前 10 時 00 分(時間厳守)

(2) 入札場所

吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館2階会議室

(吹田市山田西4丁目2番 43 号)

11 入札方法

(1) 郵送・宅配・電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、前記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

13 入札金額

(1) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、「3 履行期間」に係る費用の合計を算出すること。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

14 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。最低の価格で入札した者が複数あるときは、くじにより落札者を決定する。

15 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

16 内訳書の提出

落札者については、当該入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提出を求める。

17 入札等の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札等中止又は延期することがある。

18 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札。
- (2) 入札心得書に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札。
- (3) 参加資格確認申込に必要な証拠書類を提出しない者がした入札。
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置条件に該当する者がした入札。

19 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当したとき
- (3) 入札心得書第 10 条第 12 号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由なく、入札心得書第 13 条に定める期間内に契約を締結しないとき

20 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

21 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

22 問合せ先

吹田市山田西4丁目2番 43 号

吹田市教育委員会事務局地域教育部青少年室

(吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館 3階)

電話:06-6816-9890

メールアドレス:kplaza@city.suita.osaka.jp